

大学入試英語成績提供システムの運営に関する協定書の概要

○ 協定の目的、信義誠実等の義務＜第1～2条＞

➤ 協定の目的

(大学入試英語成績提供システムの適正かつ円滑な運営をするために必要な基本的事項を定める。)

➤ 信義誠実等の義務

(大学入試センター(以下「センター」という。))及び実施主体は「『大学入試英語成績提供システム』運営要項」、「大学入試英語成績提供システム参加要件」、大学入試英語成績提供システム運営委員会手続要領」、本協定書を誠実に履行する。)

○ 各年度における業務の流れ＜第3～6条＞

➤ 試験実施スケジュールの報告等、試験の実施、試験の受験申込受付、試験の成績送付

○ データ管理・システム情報基盤等＜第7～8条＞

➤ データの利用

(センターは、成績データを匿名化処理の上、調査・研究等の資料として利用できる。実施主体は、データ利用について受験生に予め周知し、共通IDの記入で受験生の同意を取得。)

➤ 受験申込時本人情報確認機能

(センターは、受験申込時本人情報確認機能^{*}を設ける。実施主体は、当該機能の利用の有無を公表する。(※受験申込時本人情報確認機能:受験生が試験の受験申込時に記入した本人情報と、センターに予め登録されている本人情報とが合致するか否かを確認する機能。)

○ 知的財産・費用負担＜第9～10条＞

➤ 知的財産権の帰属等

(開発過程及び運用等により得られた技術上の成果は、センターに帰属。)

➤ 費用負担

(基盤整備に必要となる費用は、センターが負担。運用のため恒常的に必要となる費用は、センター・実施主体で共同負担。実施主体の負担額は実施主体がセンターに送付した試験の成績1件当たり200円。)

○ 変更・取り止め・取り消し等の手続き＜第11～19条＞

➤ 試験の変更、その他の参加申込書記載内容の変更、実施状況の報告、改善案の提出、重大な事故等の申し出、参加の取り止め、事業の継続が困難となった場合の申し出等、参加の取り消し等

○ その他＜第20～29条＞

➤ 委託等の制限、個人情報の取扱い等